

# 高知市地域プロジェクトマネージャー募集要領

(長浜・御豊瀬・浦戸地域振興プロジェクト)

長浜・御豊瀬・浦戸地域の人口減少への対応と地域振興による地方創生に向けたまちづくりを、市民と行政の協働のもと、進めていくことを目的とする「長浜・御豊瀬・浦戸地域振興プロジェクト」を実施することとし、当該プロジェクトの責任者となる高知市地域プロジェクトマネージャー（以下「プロジェクトマネージャー」という。）を募集します。

## 1 募集概要

### (1) 募集人員

1名

### (2) 募集目的

高知県のほぼ中央部に位置する県都・高知市は、人口約31万人の中核市です。北部には急峻な四国山地を有し、この支峰を源流とする鏡川の下流域を中心に都市が形成されています。かつては土佐二十四万石の城下町として賑わい、その後は高知県の政治・経済・文化の中心として発展し、高知城や日曜市、桂浜など、高知の観光の拠点にもなっています。都市部には行政機関や商業施設など、高度な都市機能が集中していますが、自動車で30分も走れば、自然豊かな中山間地域や田園地域、雄大な太平洋に面した沿岸地域が広がり、本市ではこれらがバランスよく調和したまちづくりをめざしています。

一方では、本市の中山間地域や沿岸地域において人口減少・少子高齢化が年々進行し、基幹産業の衰退や地域行事・伝統文化の担い手不足など、様々な課題が生じています。高知市では特に人口減少が深刻となっている沿岸地域（長浜・御豊瀬・浦戸地域）において、人口減少への対応と地域振興による地方創生に向けたまちづくりを、市民と行政の協働のもと、進めていくことを目的とする「長浜・御豊瀬・浦戸地域振興プロジェクト」を重要施策として「第3期高知市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に登載し、さまざまな地域課題に向き合いながら新たな視点で地域の魅力を引き出し、地域の方と一緒に活性化を目指していきたいと考えています。

そこで、地域住民、行政、地域おこし協力隊、民間企業等の関係者間の橋渡しをしながら、プロジェクトの立ち上げから自走までを担う責任者として、プロジェクトマネージャーを募集いたします。

## 2 業務概要について

プロジェクトマネージャーの活動は、高知市地域プロジェクトマネージャーの就業等に関する要綱（令和7年2月4日制定）に基づき、自身の持つノウハウや人的ネットワークを活用して、次に掲げる業務を行います。

### 「長浜・御豊瀬・浦戸地域振興プロジェクト（※）」を推進するチームリーダー

#### 【具体的な業務内容】

- ・長浜・御豊瀬・浦戸地域振興プロジェクトに係る今後の構想の企画立案及び実施
- ・長浜・御豊瀬・浦戸地域振興プロジェクトに関係する利害関係者（地域住民・行政・地域おこし協力隊・民間企業等）との連絡調整及びマネジメント
- ・長浜・御豊瀬・浦戸地域振興プロジェクトをミッションとする地域おこし協力隊の指導育成

- ・その他、本プロジェクトの推進に当たって市長が特に必要と認める業務（地域プロジェクトマネージャー本人の企画提案に基づく長浜・御豊瀬・浦戸地域振興に資する業務）の実施

### ※長浜・御豊瀬・浦戸地域振興プロジェクト

長浜・御豊瀬・浦戸地域振興プロジェクトとは、令和2年3月に策定された「高知市長浜・御豊瀬・浦戸地域振興計画（以下、「地域振興計画」という。）」（令和6年度で終了）に基づき取り組まれていた様々な施策を引き継ぎ、更なる地域活性化を目指す重要プロジェクトです。

地域おこし協力隊を中心とする「こうちみませ楽舎」などの取組を継続していくことで、5年間の地域振興計画に基づき取り組まれてきた施策の成果を維持するとともに、更なる地域の活性化を図ります。あわせて、平成24年3月に閉校し、令和2年度から「こうちみませ楽舎」として一部活用している旧御豊瀬小学校の今後の活用方法についても、地域の意向を確認しながら庁内外と調整を行い検討を進めていきます。

地域振興計画に登載するも実現に至らなかった取組や、新たな活性化策について、地域内連携協議会などの場において検討を進め、コミュニティ計画の改訂につなげます。

#### 【参考】

高知市長浜・御豊瀬・浦戸地域振興関連ホームページは下記をご参考ください。

高知市地域活性推進課ホームページ	<a href="https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/117/">https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/117/</a>	
------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------

### 3 応募資格（必須要件）

次の(1)~(8)の要件を全て満たす方とします。

- (1) 現に3大都市圏をはじめとする都市地域又は条件不利区域を除く一部条件不利地域に住所を有し、地域プロジェクトマネージャーとして採用決定後から採用開始までの間に生活の拠点を高知市に移し、かつ、住民票を異動できる方。ただし、次のいずれかに該当する者については、この限りでない。

ア 本市において過去に次のいずれかに該当して活動した経験があり、かつ、任用時に本市に住所を有するとともに生活の拠点がある者

(ア) 高知市地域おこし協力隊員の就業等に関する要綱（令和3年7月20日制定）に規定する地域おこし協力隊

(イ) 「地域活性化起業人制度」推進要綱（令和3年3月30日総務省制定）に規定する地域活性化起業人

イ 本市以外の市町村において過去に地域プロジェクトマネージャー推進要綱（令和3年3月31日総務省制定）第3に規定する地域プロジェクトマネージャーとして活動した経験があり、かつ、任用時に本市に住所を有するとともに生活の拠点がある者

#### 【参考】

地域要件については、総務省のホームページで確認していただくか、「9 提出・問い合わせ先」までお問い合わせください。

※ 総務省ホームページ「地域要件確認表」はこちらをご覧ください。

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000862222.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000862222.pdf)



- (2) 専門的な知識や経験を有し、かつ、優れた調整力を有する方
- (3) 本市における長浜・御豊瀬・浦戸地域振興施策等の実情を理解している方

- (4) 心身が健康で、かつプロジェクトマネージャーとして業務に取り組む意欲と情熱を持っている方
- (5) 普通自動車運転免許を所持し、実際に運転できる方
- (6) パソコンの基本操作（ワード・エクセルによる文書作成・表計算，メール・google サービス等の利用）ができる方
- (7) 個人又は業務においてSNS（LINE・Instagram・Facebook・X等）で情報発信をしたことがある方
- (8) 次の①～④に該当しない方（地方公務員法第16条の欠格条項）
  - ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
  - ② 高知市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方
  - ③ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた方
  - ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

#### 4 歓迎する要件（任意要件）

- ・ 地方自治体と連携した事業に携わったことがある方
- ・ 企業でのマーケティング経験がある方
- ・ 起業経験のある方
- ・ 都市企業との繋がりや人脈をお持ちの方

#### 5 任用形態及び任用期間

任用形態は会計年度任用職員となり、任用期間は令和7年4月1日（任用開始日は、採用決定後に相談可）から令和8年3月31日までです。ただし、勤務成績が良好な場合は、1年度単位で任用の更新を行い、最長で3年間を超えない範囲で勤務できる予定です。

#### 6 勤務条件等

##### (1) 勤務日及び勤務時間

勤務日は月曜日～金曜日のうちの4日間（ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)は除く。)とし、勤務時間は午前8時30分～午後5時15分（休憩1時間あり。）を基本とします（週31時間、勤務日は応相談）。

##### (2) 週休日及び休日

月曜日～金曜日のうち勤務日を除く日、土曜日及び日曜日（以下「週休日」という。）並びに祝日法による休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。)は休みですが、イベントや取材対応等に従事するなど、週休日や祝日法による休日等に職務を行うことも想定されます。その場合は、原則勤務時間内での振替対応となります。

##### (3) 給与等

月額 400,000円（2年度目以降に昇給あり。）

※ 支給日は、原則として毎月16日です。

※ 別途、通勤に係る費用弁償等を支給します。

※ 期末手当及び勤勉手当の支給はありません。

※ 給与等から社会保険料等の本人負担分、税金等が控除されます。

- (4) 有給休暇等  
年次有給休暇（初年度は7日間付与）、特別休暇（夏季休暇、生理休暇等）
- (5) 保険等  
社会保険（健康保険、厚生年金、雇用保険）に加入
- (6) 兼業等  
兼業等は、勤務時間外、「6-(2) 週休日及び休日」に定める日において、業務に支障のない範囲で可能とします。ただし、兼業等をする場合は市長に事前に届け出る必要があります。
- (7) その他
  - ① 業務時間中に使用するパソコン等は公用物品を貸与し、自動車は公用車を使用します。
  - ② 任用期間中の住居は、民間の賃貸借物件を各自で契約していただくこととなります。その他、引越費用、家賃、電話通信費、活動期間中の生活に要する費用（日々の生活のために使用する車両）等は自己負担となります。

## 7 応募方法等

### (1) 応募方法

次に掲げる①～④の書類を「9 提出・問い合わせ先」に持参（週休日及び祝日法による休日を除く日の午前8時30分～午後5時15分とする。）又は郵送（書留郵便に限る。）により提出してください。

- ① 高知市地域プロジェクトマネージャー応募用紙（様式1）  
応募条件確認及び応募動機等を記入してください。
- ② 履歴書  
市販の履歴書に必要事項を記入の上、提出日から3か月以内に撮影した写真を添付してください。免許・資格等は活動内容に関わらず、できる限り記入してください。
- ③ 住民票の写し（提出日から3か月以内に発行したもの。）
- ④ 運転免許証の写し（普通自動車運転免許）

### (2) 募集受付期限

令和7年2月25日（火）17時（必着）

## 8 選考

### (1) 1次選考（書類審査）

書類審査の上、2月末日までを目途に、結果を応募者全員に書面で通知します。合格者については、併せて電話等で連絡しますので、日中に連絡のとれる電話番号を応募用紙にご記入ください。

### (2) 2次選考（面接）

1次選考を合格された方を対象に、2次選考を行います。面接の日時、方法等については別途お知らせします。選考結果は、応募者全員に書面にて通知します。

## 9 提出・問い合わせ先

高知市役所 地域活性推進課 担当：中山・近藤

〒780-8571 高知県高知市本町5丁目1-45

TEL 088-823-8813 FAX 088-823-9382 E-mail kc-011700@city.kochi.lg.jp

## 10 留意事項

- (1) 令和7年度からの雇用については、当該年度の予算が成立することが条件での雇用となります。  
また、雇用開始から1か月間は条件付採用期間（試用期間に相当する期間）となりますので、あらかじめご了承ください。
- (2) 提出された書類は、一切返却できません。また、提出された個人情報については、本事業の目的以外には使用しません。
- (3) 提出書類に虚偽の記載がなされた場合は、採用を取り消す場合があります。
- (4) 審査の経過及び結果に関する問い合わせには応じられません。
- (5) 不明な点がある場合は、週休日及び祝日法による休日を除く月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時15分間に「9 提出・問い合わせ先」にお問い合わせください。